

原義保存期間	3年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁少発第94号
令和元年6月3日
警察庁生活安全局少年課長

民法等改正に伴う20歳未満の者の喫煙及び飲酒防止に係る関係業界への働き掛けを踏まえた対策の推進について(通達)

未成年者の喫煙及び飲酒防止対策については、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について」(平成31年3月28日付け警察庁丙少発第24号ほか)等に基づき、その取組を推進している。

今般、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が平成30年6月20日付けで公布され、令和4年4月1日から施行されることとなった。他方、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)において規定している喫煙を禁止する年齢及び未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)において規定している飲酒を禁止する年齢については、同法の施行後も引き続き20歳未満とすることとしたところである。

これら法律の改正の内容及び留意事項については、「民法の一部を改正する法律による未成年者喫煙禁止法等の一部改正について」(平成30年6月20日付け警察庁丙少発第19号)に基づき、各都道府県警察に周知しているところである。

この度、警察庁と関係省庁では、20歳未満の者の喫煙防止及び飲酒防止のための取組について、別添1及び別添2のとおり、関係業界に要請を行ったところである。

各都道府県警察にあつては、これを踏まえ、引き続き、たばこ又は器具(以下「たばこ等」という。)販売業者や酒類販売業者等に対する、たばこ等の販売又は酒類の販売若しくは供与時における年齢確認の徹底に係る指導、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法違反の取締り、喫煙又は飲酒をしている20歳未満の者の補導等の、20歳未満の者の喫煙防止及び飲酒防止対策を推進されたい。

別添1及び別添2 省略